

家庭支援事業等における事故対応に係る安全管理マニュアル

令和 7 年 3 月 2 5 日

鳥取市こども家庭センター

はじめに

鳥取市こども家庭センター（以下「本市」という。）及び委託施設、里親等及び委託事業者（以下「施設・事業者等」という。）が、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び家庭養育サポート事業における事故対応にあたり行うべき役割・内容について共通理解を図り、事故発生時の対応を適切に行うとともに、未然防止や再発防止の取組や施設・事業者等への指導支援を着実にを行うため、役割分担や対応等を定める。

1 事故発生時の対応

（1）国、地方自治体への事故報告

子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業において、施設及び訪問における支援活動において重大事故が発生した場合、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 6 年 3 月 2 2 日こ成安第 36 号、5 教参学第 3 9 号こども家庭庁、文部科学省連名通知）に基づき、原則、事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）に国へ報告を行うこととされている。

本市は、施設・事業所等からの事故報告書を受理した場合には、速やかに報告内容を確認し、原則、当日（遅くとも翌日）には、国へ報告を行う。

適宜、施設等と調整しながら、国への報告の遅延を予防する。

これに準じて、家庭養育サポート事業においても本市への報告を行う。

【報告対象となる施設・事業の範囲】

- ① 子育て短期支援事業
- ② 子育て世帯訪問支援事業
- ③ 家庭養育サポート事業

【報告の対象となる重大事故の範囲】

- ① 死亡事故
- ② 治療に要する期間が 30 日以上（見込みも含む）となる負傷や疾病を伴う重篤な事故等
※事故発生時の医療機関受診等において、治療に要する期間の判断が困難でも、継続治療・療養が必要と診断された場合には、報告すること。（30日未満であった場合は取下げを行う。）
- ③ 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ④ 救急搬送を要すると判断される程度の事故等であった場合（次の例示のような事故が想定されるが、他の事例も含む）
（例示）・施設及び訪問時の支援活動に関する事故
・アレルギー疾患によるアナフィラキシー症状
・熱傷（やけど）
- ⑤ 利用児の見落とし等事案

支援活動時等において、利用児のみが当該活動を行った場所に取り残された状態で支援者等がその場を離れた事案（事故がない場合も含む）

【報告の取扱い・報告期限】

① 第1報

施設・事業者等は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）に、事故報告書（国様式：Excel ファイル）を本市へ提出。

※施設・事業者等は、休日や野外活動などにより、期限までに報告書（国様式）の提出ができない場合は、電話により鳥取市子ども家庭センターへ報告することとし、本市は、電話聴取により、事故報告書を作成する。

②第2報

施設・事業者等は、第1報から原則として1か月以内程度に、状況の変化や発生の要因分析、検証結果を追記（国様式の表面・裏面）して、本市のコメントを付して、本市へ提出。本市は内容を確認し、国へ報告する。

※状況に大きな変化が生じた場合や必要に応じて、追加の報告を行うこと。

（2）事故発生直後の対応（施設等訪問による助言指導）

事故にあった子どもへの対応やその他の子どもへの支援活動の継続の状況等を確認し、その対応について施設・事業者等へ適切に助言・指導等を行う。

① 事故現場の保存

施設・事業者等が事故発生現場を現状のまま保存しておくよう助言・指導する。

②事故状況の記録

○事故現場にいた施設・事業者等の職員一人一人が状況を時系列に記録する等、適切に記録できるよう助言・指導をする。

○施設・事業者等の職員の記録や現場確認の結果を取りまとめて事実関係を整理する。

事実関係の整理は、原則として本市の職員が行う。聴取りを調整する場合には、施設・事業者等のそれぞれの職員に記憶している事実関係を記載させた後に、聴取りを行う。

③その他の子どもへの対応

○その他の子どもへの対応について、施設・事業者等の職員同士で十分打ち合わせをしてから対応するよう施設・事業者等に対し助言することにより、事故後の支援活動の継続を支援する。

○必要に応じ、施設・事業者等と連携して受入調整を行い、事故に遭った子ども以外の子どもの支援活動を継続するために必要な体制を確保する。

（3）保護者への対応

①事故等に遭った子どもの保護者への対応

○死亡事故等の重大事故に遭った子どもの保護者への対応については、事故の発生状況等

について適切に報告し、事故に遭った子どもの保護者の意向を丁寧に確認しながら誠意を持って対応するよう施設・事業者等に対し助言することにより、保護者と施設・事業者等との間でトラブルが発生しないように配慮する。

- 保護者と施設・事業者等がコミュニケーションを取ることが困難となった場合等に、中立の立場で現場対応を支援するコーディネーター（学識経験者等）を派遣する方法もあることを、施設の設置者等に助言する。
- 報道機関への対応の内容について、事故に遭った子どもの保護者に丁寧に説明するよう施設・事業者等に対し助言するとともに、委託事業の事故、指導監査等の実施状況の説明、施設・事業者が廃止となった場合等、市としての対応を説明することが適切な場合、必要に応じて説明に当たる。

②事故等に遭った子ども以外の保護者への対応

- 施設・事業者等に対し、死亡事故等の重大事故に遭った子ども以外の保護者や報道機関に事故について伝えるに当たっては、事故に遭った保護者の了承を得るよう助言する。
- 本市職員が、保護者に対応する場合も、誠意をもって適切に対応する。
- 死亡事故等の重大事故の場合、事故に遭った子ども以外の保護者への対応について、正確な情報を伝えるよう施設・事業者等に対し助言することにより、事故後の支援活動の継続について、保護者と施設・事業者等とが協力関係を維持できるように配慮する。

③保護者説明会の開催

- 死亡事故等の重大事故の場合は、必要に応じて、施設・事業者等による保護者説明会の開催について助言・指導する。
- 保護者説明会は早めに準備するよう助言・指導する。
- 死亡事故等の重大事故の説明についてはあらかじめ事故に遭った子どもの保護者に意向を確認し、説明会の開催の有無も含め保護者の意向を尊重した対応をするよう助言・指導する。

(4) 施設・事業者の職員への対応

- 施設・事業者等の職員への対応について、職員もサポートを必要としている場合もあることから、心のケアの専門職への相談ができるよう配慮することについて施設・事業者等に対し助言することにより、事故後の支援活動の継続を支援する。

[心のケアの相談先] 鳥取市保健所 心の健康支援室

所在地：鳥取市役所駅南庁舎 1 階（富安二丁目138-4）

電話：0857-22-5616

(5) 報道機関への対応

- 報道機関などの外部への対応については、情報が混乱しないように、本市、施設・事業者等で調整の上、窓口を一本化するよう調整する。
- 断片的な情報を発信して誤解を与えることがないように施設・事業者等に対して助言するとと

もに、本市自らも留意する。

- 報道機関への対応の内容について、事故に遭った子どもの保護者に丁寧に説明するよう施設・事業者等に対し助言する。併せて、本市としての対応を説明することが適切な場合、必要に応じて自らも説明に当たる。

〔本市において対応（説明）が必要な例〕

委託事業の事故、指導監査等の実施状況の説明、施設・事業が廃止され連絡が取れなくなった場合 等

（６）事故後の検証

- 死亡事故等の重大事故については、原則として事故後速やかに「事故防止に向けた調査・検証チーム」を設置等し、調査・検証を実施する。
- 検証にあたっては、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和6年3月22日付こども家庭庁、文部科学省連名通知）に基づき行うこと。
- 検証結果（検証報告書）は、事故に遭った子どもや保護者の意向にも配慮しつつ、原則として公表し、国へ報告を行う。

（７）明らかな危険要因への対応

- 明らかに危険な要因については、検証結果を待たずに、整理された事実関係を基に事故の問題点・反省点の考察等を行った上で施設・事業者等レベルでできる改善を行うよう、施設・事業者等に対し助言・指導する。
- 本市における検証の対象となる死亡事故等の重大事故であっても、速やかに対応できる対策については、検証結果が出る前に施設・事業者等において具体的対策を取るよう指導するとともに、県内全ての施設・事業者等に注意喚起する。

２ 事故の再発防止のための取組

死亡事故等の重大事故が発生した場合に、事故後の検証を行った上で、これまでの取組みについて改善すべき点を検討し、重大事故の再発防止の取組みについて、以下に留意し実施する。

（１）事故後の検証結果と再発防止策の周知

事故後の検証結果と再発防止策について、必要な情報を管内の施設・事業者に対し周知を行う。

（２）検証結果を踏まえた指導監査等

- 死亡事故等の重大事故が発生した施設・事業者等に対しては、必要に応じて事前通告なく指導監査等を行う。
- また、適宜、施設訪問等により、改善指導を行うとともに、定期的な指導監査等を実施する際に、発生した事故と同様の事故の再発防止策がとられているか等を確認する。

３ 事故防止（予防）のための取組

(1) 本市、施設・事業者等との連携及び事故発生時の対応のための体制整備

①本市、施設・事業者等との連絡体制の整備

- 施設・事業者等で死亡事故等の重大事故が発生した場合の対応について、施設・事業者等の緊急連絡先の一覧等を作成し、以下のア～ウの機能が確保できるよう、役割分担を行う。
 - ア 現状把握（情報収集、記録、情報管理の一元化、他機関への連絡、調整など）
 - イ 現場対応（事故現場での対応・情報の収集など）
 - ウ 心のケア（乳幼児や保護者へのケア、施設・事業者等、職員の支援など） など
- 事故報告について、国への第1報が原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）に行われるよう施設・事業者等と認識を共有する。
- 施設・事業者等で死亡事故等の重大事故が発生した場合、他の施設・事業者等においても事故の防止に役立つような共有すべき内容（重大事故の内容や原因、再発防止策として取り組んだこと、類似の事故の発生頻度等）について、個人情報等を十分に考慮した上で施設・事業者等に対して共有する。

② 施設等における安全対策の検討

支援活動等の活動における危険の有無の確認や、万が一事故が発生した場合の検証ができるよう、必要に応じてビデオ等の記録機器の活用を検討するよう施設・事業者等に対し周知する。

(2) 職員の資質向上

計画的な研修に係る取組みとして、本市は、研修の機会を確保するよう促し、施設・事業者等が子どもの安全確保に関する研修に参加するよう促す。

①「ガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～」等について、地方自治体における実情を踏まえた研修等の実施により周知する。

- 研修については、「ガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～」、事故のデータベース等の国が行う再発防止に関する取組み、死亡事故等の重大事故の検証等の県・市町村が行う再発防止に関する取組み、各施設・事業者等の事故防止の取組みや再発防止策の好事例の紹介、救急対応の実技講習等を内容とする。
- 施設・事業者等に対し、県・市町村による研修の内容を参考に、ガイドラインに基づく具体的な指針等の策定をはじめとした自らに適した取組みを行うよう助言・指導する。

②施設・事業者等が自ら実施する研修をはじめとした事故防止に関する取組みを支援するとともに、施設・事業者等を対象とした研修の機会の確保に努める。

- 研修の機会の確保については、施設・事業者等が自ら行う研修、県・市町村による研修（主催、外部委託、講師派遣）の他、関係団体による研修、その他の団体が主催する研修等様々な主体による研修の紹介などを行う。
- 施設・事業者等が、県・市町村等による研修への参加について積極的に対応するよう促す。
- この他、インターネットで共有等されている事故予防に関する研修の動画を視聴するよう

促す。

(3) 指導監査等の実施

○事故の発生・再発防止の観点からも、指導監査等を、必要に応じて実施する。

ア 確認監査

・子ども・子育て支援法に基づく確認権限による指導監査を実施する。

イ その他運営状況調査

・遵守状況、安全管理状況等を任意で調査する。

○施設監査における一般指導監査や指導監督における通常の立入調査は、死亡事故等の重大事故を防止するためにも重要であるという視点から実施する。

○死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じる恐れが認められる場合（こうした恐れにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。）に行われる指導監査等については、事前通告なく行うことについて適切に判断し、重大事故の発生・再発防止に資するよう効果的な運用を行う。

○指導監査等の結果の公表については、実情に応じて公表を検討する。

○事故後の検証については、それまでの指導監査等の結果を踏まえながら実施するとともに、その結果を今後の指導監査等に反映する。

(4) 施設・事業者への周知と取組の推進

①各施設・事業者等の事故発生防止の取組の推進

指導監査等のほか、事故防止に係る通知等について、各施設・事業者等に周知し、事故発生防止に関する取組みを推進する。

② 日常的な事故発生防止の取組について

施設・事業者等に対し、日常的な助言・指導を行うことが効果的な事故の発生防止及び職員の資質向上につながると考えられることから、各施設・事業者等の支援活動の方針や実施状況、指導監査等の実情も踏まえつつ、事前通告なく訪問し、子どもへの対応の方法、支援活動の環境の状況、事故防止に係る通知等に沿った支援活動が実施されているかなどについて、巡回指導等を行うことも検討する。

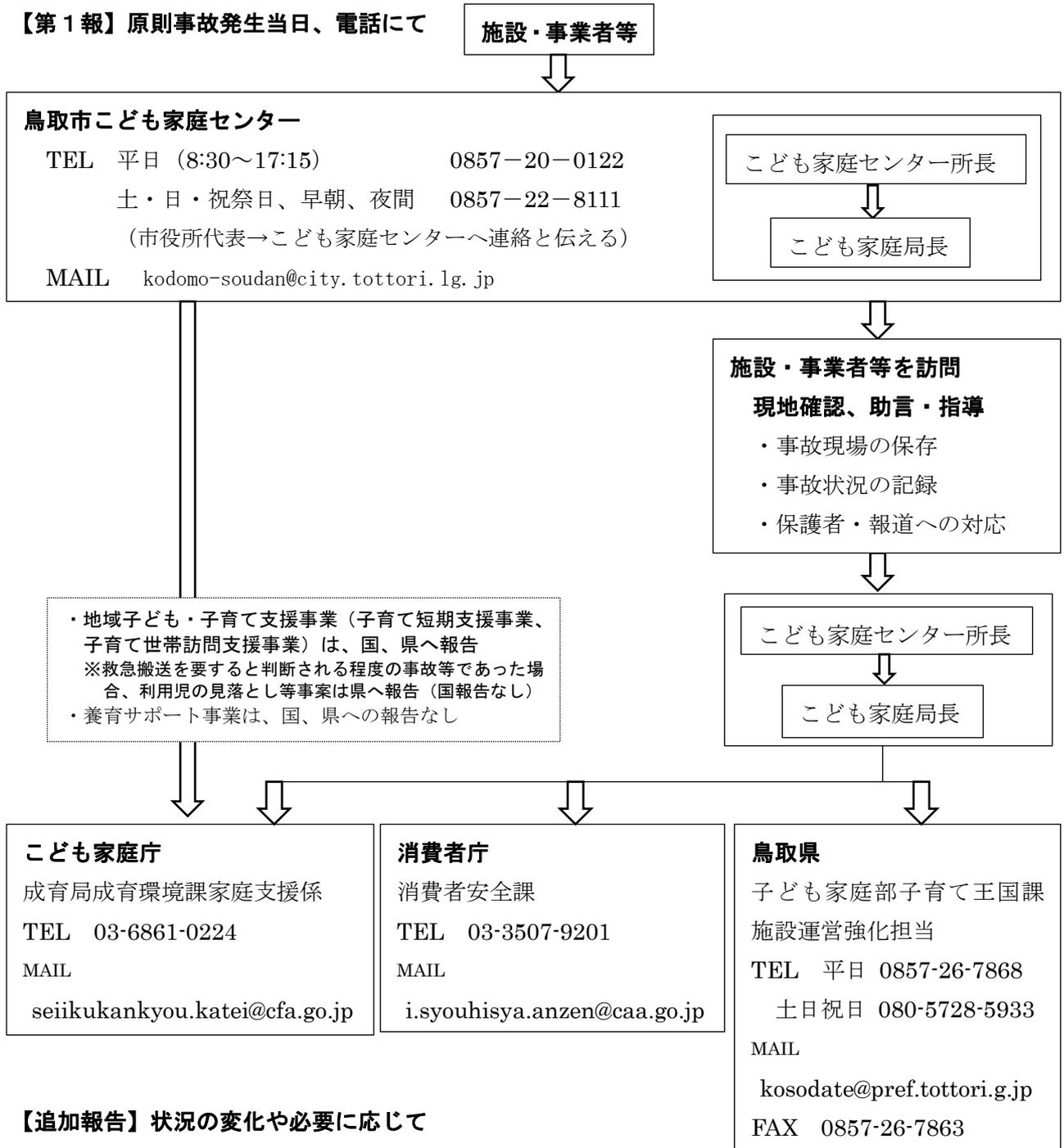
事故発生時における鳥取市こども家庭センターの体制について

○施設・事業者等 ※1 において重大事故が発生した際、下記体制により対応を行っていく

※1 子育て短期支援事業における委託施設、里親等、子育て世帯訪問支援事業及び養育支援訪問事業における委託事業者等

<事故報告の系統>

【第1報】原則事故発生当日、電話にて



【追加報告】状況の変化や必要に応じて

【第2報】原則事故発生1か月以内程度

【事故発生の要因分析や検証等の結果】作成され次第

いずれも、鳥取市こども家庭センターから、こども家庭庁、消費者庁、鳥取県へ報告

＜事故発生時の段階的な対応＞

事故発生後の段階	施設・事業者等の対応	鳥取市こども家庭センターの対応
【事故発生直後】 応急処置 状況把握	<ul style="list-style-type: none"> 心肺蘇生、応急処置 119 番通報 事故の状況を的確に把握する 保護者へ連絡 	—
【事故直後以降】 関係者へ連絡 事故発生現場の現状 保存	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取市こども家庭センターへ連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 役割分担をして対応 可能な限り早期に職員が施設・事業者等を訪問 こども家庭局長へ報告
事故発生施設の事業継続または中止の判断	<ul style="list-style-type: none"> 事故に遭った子ども等以外の事業の継続または中止の判断 利用中の他の利用者（またはその保護者）の意向を確認し、他の事業者での受入が必要な場合は鳥取市へ連絡し対応、中止の場合は帰宅をお願いする ※本事業以外の利用者については、各マニュアルに基づく対応とする 事故への対応と事業を実施する職員は可能な限り分けて配置する 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が事故に遭った母子及び利用中の他の利用者への対応を行っているか確認 事故後の事業の継続に支障がないか確認 支障がある場合、他の施設・事業者等での受入が必要な場合は調整、中止の場合は帰宅の確認をする 他に同日利用予定していた利用者へ中止の連絡をして対応する
事故状況の記録	<ul style="list-style-type: none"> 事故現場にいた職員は、事故当日にできる限り早く記録 	<ul style="list-style-type: none"> 状況を時系列に記録する等適切に記録できるよう助言・指導
保護者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 事故の発生状況についての的確に報告する 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者と保護者の間でトラブルが発生しないよう配慮する
報道機関への対応	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関への対応窓口の一本化 	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関への窓口の一本化 報道機関への対応の留意点等について、施設・事業者等へ助言
事故報告	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取市こども家庭センターへ事故報告 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県へ事故報告 鳥取市の各部署で共有
事実関係の整理	<ul style="list-style-type: none"> 記録の内容をもととした鳥取市こども家庭センターからの聞き取りに対応する 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の職員の記録や現場確認の結果を取りまとめて事実確認を整理
明らかな危険要因への対応	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに対応できるものについては具体的に対応をとる 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての施設・事業者等に対し、危険要因について周知する
事故後の検証	<ul style="list-style-type: none"> 死亡事故等の重大事故以外の事故（鳥取市で検証を行わない重大事故、重大事故以外の事故）の検証を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡事故等の重大事故について検証を実施

【本文中の用語】

- 保護者…事故に遭った子の保護者、母が事故に遭った場合はそれ以外の保護者
- 施設・事業者等…子育て短期支援事業における委託施設、里親等、子育て世帯訪問支援事業及び養育サポート事業における委託事業者等